

令和7年度 受益者負担金システム賃貸借 プレゼンテーション及びデモンストレーション実施要領

この要領は、令和7年度 受益者負担金システム賃貸借におけるプロポーザルに関して、提案事業者がプレゼンテーション及びデモンストレーションを行うために必要な事項を定める。

1. 実施日時

令和7年12月中旬（開始時間についての詳細は一次審査通過事業者にプレゼンテーション及びデモンストレーション参加要請書（様式第6号）を、電子メールで通知する。）

2. 開催場所

〒314-8655 茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1
鹿嶋市役所3階302会議室（予定）

3. 実施事項

- (1) プrezentation及びデモンストレーションは、事前に提出されている企画提案書を基にプロジェクターを使用のうえ簡潔に説明すること。
- (2) 第二次審査の実施時間は、80分以内とし、以下の時間配分で実施すること。

No.	実施内容	時間配分
1	準備作業	10分
2	注意事項説明	5分
3	プレゼンテーション及びデモンストレーションの実施	40分
4	質疑応答	10分
5	片付・撤収作業	5分

- (3) プrezentation及びデモンストレーションの説明途中であっても、持ち時間を超えた場合は40分で打ち切ることとする。

4. プrezentation及びデモンストレーション実施内容

プレゼンテーション及びデモンストレーションは、デモ機及びプレゼンテーション用資料を使用しながら「提案書記載項目一覧（別紙2）」に記載する「項目タイトル1～13」の内容について順次実施すること。

5. プrezentation及びデモンストレーション用資料

- (1) 資料の利用
企画提案書以外の追加資料の配布は認めないこととする。なお、提出された提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネルやパワーポイントの利用は可とする。
- (2) 提出部数
原本1部、写し5部を市担当者へ提出すること。
- (3) 電子データの提出

プレゼンテーション資料をPDFに変換し、CD-Rへ保存のうえ、電子データとしても提出すること。

6. 資料の規格

- (1) A4判長辺綴じ両面カラー印刷とする。
- (2) 提案書の説明文等、文字の大きさは11ポイント以上を基本とすること。
- (3) 「提案書記載項目一覧（別紙2）」に記載する「項目タイトル」ごとに作成すること。

7. 参加できる人数

4名以内とする。

8. 参加できる提案者の制限

参加可能な提案者は、「企画提案書（項目タイトル7）」に記載された担当者であり、かつ正規雇用社員であること。

9. 必要な機材、その他配布資料等の用意

プロジェクター、スクリーン（壁面の予定）は当方で準備するが、機器の持込も可とする。説明に必要なその他の機材は提案者にて準備すること。また提案に掛る費用は、全て参加者の負担とする。